

令和 6 年度第 4 回 東松山市下水道事業審議会資料

令和 7 年 2 月 1 3 日

収支の見込

○収支見込の比較

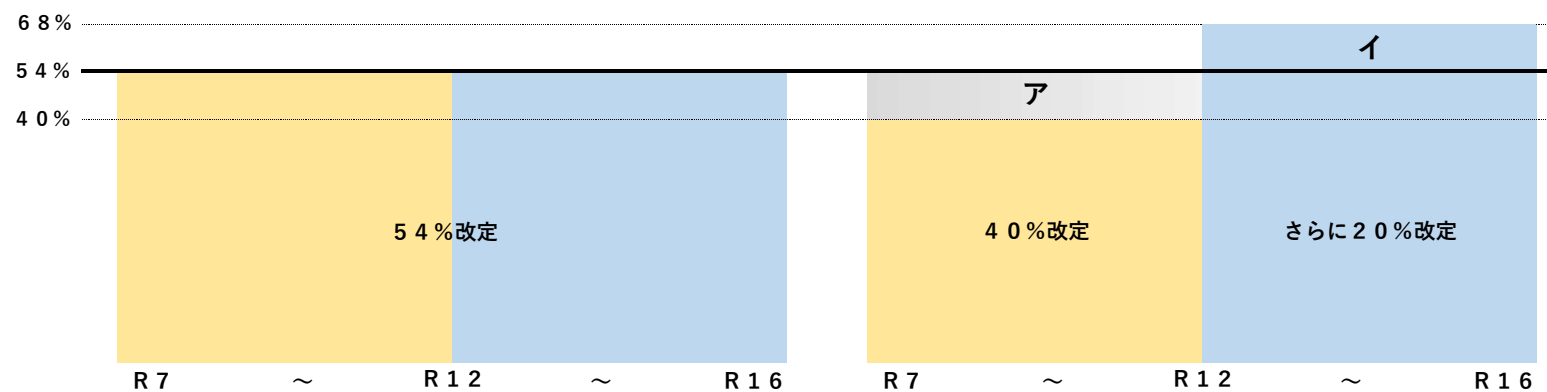
改 定 率	1 ～ 5 年 目 収 支	6 ～ 1 0 年 目 収 支	1 0 年 間 の 収 支
(B) 4 0 % 改 定 → 2 0 % 改 定	4 0 % 改 定 ▲1.8億円	さらに 2 0 % 改 定 +2.1億円	現行比 6 8 % +0.3億円

改 定 率	1 ～ 3 年 目 収 支	4 ～ 6 年 目 収 支	7 ～ 1 0 年 目 収 支	1 0 年 間 の 収 支
委員提案 2 0 % → 2 0 % → 1 5 % 改 定	2 0 % 改 定 ▲5.8億円	さらに 2 0 % 改 定 ▲1.2億円	さらに 1 5 % 改 定 ▲0.4億円	現行比 6 6 % ▲7.4億円

下水道使用料改定イメージ図

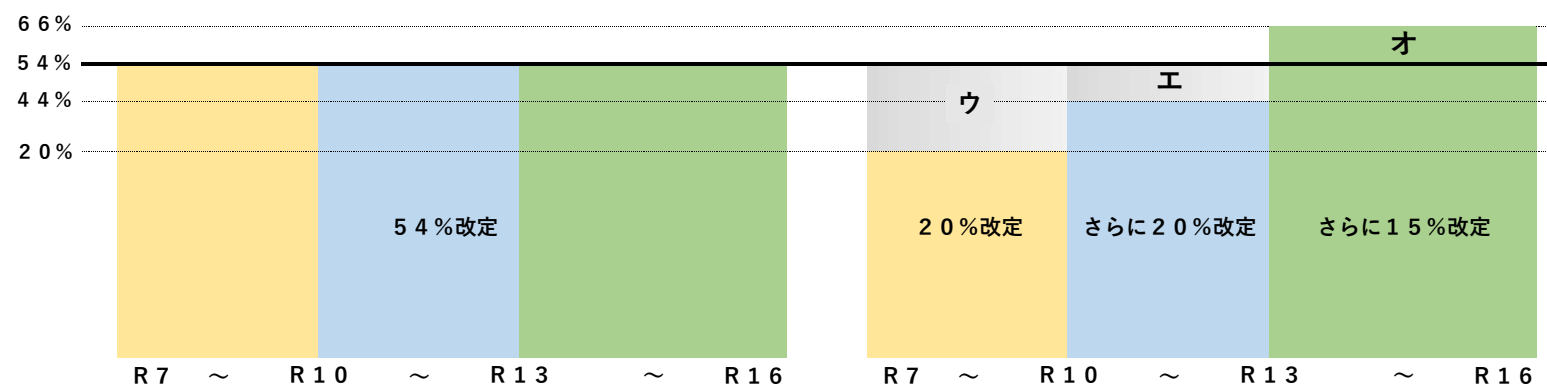
改定パターン (B) 40%→20%

ア < イ ⇒ 10年間の収支+0.3億円



改定パターン (委員提案) 20%→20%→15%

(ウ+エ) > オ ⇒ 10年間の収支▲7.4億円



答申書（案）

令和 7 年 2 月 日

東松山市長 森田 光一 様

東松山市下水道事業審議会
会 長 野 口 健 吉

下水道使用料の改定について（答申）

令和 6 年 10 月 28 日付け東松経発第 1007002 号で諮問のありました標記の件について、本審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

下水道使用料の改定について

下水道使用料の算定期間を 10 年間として算定した結果、現行使用料から平均約 54%の改定が必要となるが、下水道使用者の負担増に配慮し、前半 5 年間は平均約 40%の改定、後半 5 年間はさらに平均約 20%の改定とする。

使用料改定の詳細については、以下のとおりとする。

使用料体系（1 ヲ月あたり、税抜）

区分（甲）	水量区分	改定前 （現行）	40%	改定後 （1 段階目）	20%	改定後 （2 段階目）
基本料金	0～10 m ³	850 円	→	1,060 円	→	1,170 円
従量料金 （1 m ³ あたり）	11～20 m ³	100 円	→	150 円	→	190 円
	21～30 m ³	120 円	→	170 円	→	210 円
	31～100 m ³	140 円	→	200 円	→	250 円
	101～200 m ³	170 円	→	250 円	→	310 円
	201～1,000 m ³	200 円	→	290 円	→	360 円
	1,001～5,000 m ³	240 円	→	350 円	→	440 円
	5,001 m ³ ～	275 円	→	400 円	→	500 円

答申書（案）

【付帯意見】

- (1) 平成 9 年の使用料改定から 27 年間使用料を改定せずに事業運営してきたことは一定の評価に値する。こうした下水道事業の状況を使用者に周知することは、大変重要である。下水道使用料の改定にあたっては、下水道使用者の理解を得るため、以下の点について、十分な周知に取り組むこと。
 - ・施設の老朽化や今までの事業運営の経緯等、下水道事業の状況
 - ・物価高騰、動力費の上昇及び施設の老朽化による補修・更新費用の増加の状況
 - ・使用料改定の内容
- (2) 下水道処理区域内の下水道未接続世帯に対し、接続の促進を図ること。
- (3) 次回下水道使用料改定の検討については、原則 10 年後とするが、下水道事業の財政状況等を踏まえ、必要に応じて適切に対応すること。